

東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例

東大和市休日急患診療所設置条例（昭和50年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条」を「第6条第1項若しくは第3項又は附則第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。